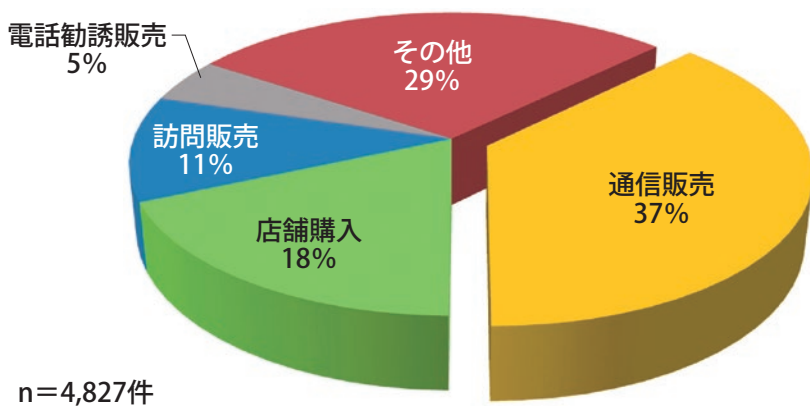


# 消費生活特集号

■八王子市消費生活センター ☎042・631・5455 (相談専用) ■ホームページアドレス <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>  
(モバイル版) <https://mobile.city.hachioji.tokyo.jp/>

## 令和2年度の消費生活相談件数は4,827件でした

令和2年度に寄せられた相談の  
販売購入形態別の割合



インターネットなどを利用した通信販売での  
契約トラブルにご注意ください

消費生活センターでは、契約上のトラブルや悪質商法の被害にあわれた方からの相談事業を行っています。令和2年度に寄せられた相談件数は4,827件で、販売購入形態別に見ると、通信販売に関する相談が全体の37%を占めています。

インターネットなどを利用した通信販売による購入方法は、便利な反面、※クーリング・オフ制度の適用がないため、利用に当たっては十分注意する必要があります。返品・キャンセルなど、条件をよく確認してから購入するよう心がけましょう。

### インターネット通販でトラブルにあわないための 【チェックポイント】

- キャンセル・返品条件などの利用規約は必ず確認をしましょう
- 事業者の所在地・連絡先をしっかりとチェック
- 流通価格よりも大幅に安い商品は偽物の可能性もあるので要注意
- 支払方法が個人名義口座への前払いのみの場合は要注意

※クーリング・オフ…クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

## 新型コロナウイルスワクチン接種に便乗した詐欺や悪質商法にご注意を

- 八王子市では、ワクチン接種の予約代行は行っていません。
- ワクチンの接種は無料です。
- 自治体名を出して、「ワクチン接種の予約代行をする」と言われてもその場では応じず、市役所に確認してください。
- ワクチン接種に関連付けて金銭を求められたり、個人情報を聞かれたりしても応じないでください。



怪しいな?と思ったら、消費生活センター(☎042・631・5455)へ

# 高齢者を狙った悪質商法にご注意

例年、高齢者を狙った悪質商法の被害相談が多く寄せられています。一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を身につけるとともに周囲の人たちの見守りにより、被害を未然に防止しましょう。

## 高齢者に多いトラブル事例とワンポイントアドバイス

### ●宅配便業者を騙った ショートメッセージに注意

「荷物を配達したが留守だった。預かっている。」とショートメッセージ(SMS)が入り、記載されたリンク先(http:から始まるURL)をタップし、偽サイトに誘導された。その後、自分のスマホが不正使用されたことが分かった。



#### ワンポイントアドバイス

宅配便業者の不在通知に似せたSMSが送られてきても、記載されたリンク先をタップしてはいけません。スマホが不正使用されるトラブルが起きています。リンク先には不用意にアクセスしないようにしましょう。

### ●トイレつまりの修理トラブル に注意

トイレがつまり、スマホで探した業者に来てもらった。料金は確認しなかったが、それほど高くないと思っていた。高圧洗浄などが必要で20万円くらいになると言われ驚いたが、とにかく早く修理してほしいので了解し支払った。しかし高額すぎる。



#### ワンポイントアドバイス

トイレつまりなどのトラブルは突然起こります。普段から修理業者の情報を集め、自宅の水道の止水栓を確認しましょう。備えておくことで慌てずに対応ができます。複数業者から見積りをもらい、料金や作業について十分に確認してから契約しましょう。

### ●「火災保険で無料の屋根修理」の誘いに注意

「外から見たら、屋根の瓦が壊れている。」と言って業者が訪問してきた。「台風で壊れたことにより火災保険を申請すれば、無料で工事できる。申請の代行も無料です。」と言われ契約した。やめようと思うが高額な解約料が必要なようだ。



#### ワンポイントアドバイス

保険会社への申請は代行してもらう必要はないので、直接保険会社に申請方法を確認しましょう。工事業者は、複数業者から見積りをもらい検討しましょう。解約したい場合は、早急に消費生活センターに相談しましょう。

# 令和4年4月1日から「18歳で成人」

令和4年4月1日から民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年になると保護者の同意なしに契約を結べるようになる一方、未成年者契約の取り消しができなくなります。それにより、様々な消費者トラブルに巻き込まれる恐れがありますので、ご注意ください。

### 18歳になるとできるようになること

- ・親の同意なく契約ができる(クレジットカードを作る、ローンを組むなど)
- ・10年有効パスポートを取得できる
- ・国家資格を取得できる など

### 18歳になってもできないこと

- ・飲酒、喫煙、競馬・競輪などの公営ギャンブルなど(これらは、これまでと変わらず20歳まではできません)

### 18歳になったら気をつけたいこと

- ・未成年者契約の取り消しができなくなるため、悪質商法のターゲットになる恐れがある
- ・クレジットカードやローンでの買い物などを無計画に繰り返すと、支払いができなくなる
- ・契約するかどうか一人で決められるが、契約した責任は自分で負うことになる など

※「未成年者契約の取り消し」について詳しくは、消費生活センター(☎042・631・5455)にお問合せください。

## 若者に多いトラブル事例とワンポイントアドバイス

### ●回数縛りはないが やめられない定期購入

Webサイトに初回500円とあり、回数縛りはないと書かれていた。1回限りだと思い購入。しかし配送の10日前までに解約しないと次回以降も商品が送られてくる定期購入だった。



#### ワンポイントアドバイス

回数縛りがないとしても1回限りとは限りません。解約・返品条件などをしっかり確認しましょう。また、広告・注文画面や規約などをスクリーンショットなどで撮影し、画面を保存しておきましょう。

### ●増加している 男性の美容医療トラブル

ネットで美容医療の無料診断を予約し、診断後に即日施術を執拗に勧められて施術してしまった。高額な施術代金を請求され支払えない。



#### ワンポイントアドバイス

施術前に、施術内容、料金、副作用などのリスクについて医師から十分説明を受けましょう。即日施術や契約はしないで、慎重に十分検討しましょう。

### ●投資や株の勉強会に誘われ 高額な契約

SNSで知り合った人から、投資や副業を勧められ、儲かった人の話が聞けるオンラインミーティングに参加した。そこで投資のための高額なソフトを借金をして購入したが儲からない。



#### ワンポイントアドバイス

儲け話は、聞けば聞くほど信じてしまい、正常な判断ができなくなります。会わせたい人がいるなどと誘われても、不安ならきっぱり断るようにしましょう。また、すぐに返済できると言われても借金はしないようにしましょう。

## 消費生活センターのご案内

### 契約は慎重に！ 困った時にはまず、電話をしてください

契約上のトラブルなどの消費生活にかかわる相談を専門の相談員がお受けするほか、弁護士による無料法律相談もご案内しています。

#### ■消費生活相談 (相談は無料です)

月曜日～土曜日(祝・休日・年末年始を除く)午前9時～午後4時30分

※原則、毎月第1火曜日は電話相談のみ

※相談は、電話か来所でお受けしています。

来所の場合、事前にお電話をお願いします。

#### ■弁護士による消費生活法律相談

原則、毎月第2火曜日・第4金曜日 午後1時30分～4時30分(1人30分)

※事前に相談いただき、先着順に予約をお受けしています。

■消費生活センター 〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

☎631・5456 ☎643・0025

### 国民生活センター LINEアカウントについて

国民生活センターでは、消費者へ生命・身体・財産に係る注意喚起情報等について、LINEの公式アカウントを取得して情報発信を行っています。下記QRコードから本アカウントを友だちに追加していただくで国民生活センターから最新の情報にアクセスできるようになるほか、注意喚起メッセージを受け取れるようになります。



国民生活センター公式LINEアカウント

# エシカル消費とは

エシカル消費とは、SDGsの12番目の目標「つくる責任 つかう責任」と深く関係し、地域の活性化や雇用などを含む、**人・社会・地域・環境**に配慮した消費行動のことです。

私たち一人ひとりが、社会的な課題に気づき、日々の買い物を通じて、その課題の解決のために、自分は何ができるかを考えてみることで、これが、エシカル消費の第一歩です。

## 人・社会への配慮

- ・フェアトレード認証製品を購入する
- ・売上金の一部が寄付につながる商品を購入する
- ・障害者支援につながる商品を購入する など

## 地域への配慮

- ・地元の産品を購入する
- ・被災地で作られたものを購入する
- ・伝統工芸品を購入する など

## 環境への配慮

- ・買い物のときにマイバッグを使う
- ・マイボトルを利用する
- ・食品ロス(食べ残し)を減らす など

## ご存じですか？認証ラベル

私たちが、人・社会・地域・環境に配慮した「エシカルな商品」を選ぼうとすると、選んだものが本当にそうした商品なのか、判断するのが難しい場合があります。そんなときに参考になるのが、「認証ラベル」です。

認証ラベルとは、第三者機関が、安全性や品質などを審査し、一定の基準を満たした場合にその商品に付けるラベルのことをいいます。

### 〈認証ラベルの代表例〉 国際フェアトレード認証ラベル



左記のラベルは、①適正価格の保証、②プレミアム(奨励金)の支払い、③長期的な取引、④児童労働の禁止、⑤環境に優しい生産などの基準を満たした製品についています。

認証ラベルは《東京くらしWEB「エシカル消費に関連する認証ラベルマーク》で紹介しています。



エスディーゼズ

**SDGs**とは？

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。経済・社会・環境をめぐる広範な課題について全ての関係者の役割を重視し、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



持続可能な開発目標(SDGs)の12番目は「つくる責任 つかう責任」

2015年9月の国連総会で決められた国際的な17の目標のなかにも、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的な社会などと併せて、「持続可能な生産・消費形態の確保」が掲げられています。

